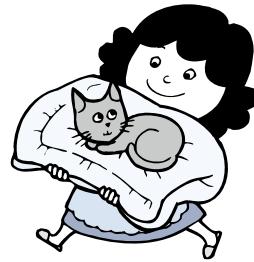


生活環境

お問合せ 生活環境課

猫は室内で 飼いましょう！



茨城県動物愛護管理条例の改正により、平成26年4月1日から猫の病気や事故の防止・ふん尿の放置の防止等のため、猫の屋内飼育に努めなければならないとされました。ご近所に迷惑をかけないため、そして何より猫の健康と安全のため、猫は屋内で飼いましょう。

○ 飼い主ができること

①習性等を正しく理解して飼いましょう！

正しいしつけをして、臭いや鳴き声等でご近所の迷惑にならないようにしましょう。

また、運動できるものを用意したり、くつろげる場所を作ってあげましょう。



②専用のトイレを用意しましょう！

トイレは清潔に保ち、決まった場所でさせましょう。

③健康管理を心掛けましょう！

伝染病（猫ウイルス性鼻気管炎、猫白血病ウイルス感染症）は、ワクチンや飲み薬で予防できます。また、食欲がなかったり元気がないときは動物病院に相談する等して、病気に注意しましょう。

④マイクロチップ等で飼い主がわかるようにしましょう！

迷子になったときや緊急災害時のために、マイクロチップをつけましょう。マイクロチップは動物病院でつけることができます。

⑤避妊・去勢手術を受けましょう！

飼い主は生まれてくる子猫の将来に責任を持たなければなりません。無計画な繁殖をして不幸な命を作らないために、「生まれない手術」「うまさない手術」を受けましょう。

※否認去勢手術・マイクロチップ登録については、茨城県獣医師会で助成が行われています。

詳しくは獣医師会またはお近くの動物病院に直接お問い合わせください。

◎お問合せ先

公益財団法人茨城県獣医師会☎029-241-6242（ホームページ<http://www.ibajyuu.com>）



ハチの巣の駆除処理について



ハチに刺されると、ケガだけでなく重大な事故につながることもあります。特に、スズメバチに刺されると生死に係わる危険性もありますので、慎重な対応と注意が必要です。

- ・通学道路や公園等、公共の施設や場所で発見されたハチの巣の駆除は、村で対応しています。
 - ・個人の建物や敷地内で発見されたハチの巣は、各自で対応していただくことになります。
- ※自宅の樹木や軒下等で巣を見つけたら、専門の業者に頼む方が安全です。村内では下記の業者がハチの巣の駆除処理を行っていますので、お問合せください。

【村内のハチの巣駆除処理業者】 伸和エステート株(信太)☎885-8394

◇問合せ 役場生活環境課☎885-0340